

五所川原市郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、五所川原市条件付き一般競争入札実施要領（平成20年3月15日制定）第3条各号に掲げる建設工事等の契約をする場合における郵便による入札を実施する場合に必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第2条 市長は、郵便による入札を実施するときは、五所川原市契約事務規則（平成17年規則第53号。以下「契約事務規則」という。）第4条第10号に規定する必要事項として、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到着期限
- (3) 入札書の送付先

(入札書の提出)

第3条 入札書の郵送方法は、一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法によるものとする。

- 2 入札書の封筒は封印のうえ、工事（業務）番号、開札日及び差出人等の必要事項を記入させるものとする。
- 3 郵送された入札書の差換え又は撤回は認めないものとする。
- 4 入札書の郵送後であっても、開札までの間は入札辞退を認めるものとする。

(入札執行回数)

第4条 郵便による入札の執行回数は、1回を限度とする。ただし、次条第1項に規定する場合はこの限りでない。

(再度入札)

第4条の2 予定価格を事前公表しない案件に限り、第1回目の入札において予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札が無いとき（最低制限価格を設定しないものにあつては、予定価格の制限の範囲内の入札が無いとき）は、1回を限度とし、再度入札を行うことができる。

- 2 再度入札を行う場合、その日時及び第1回目の入札結果を入札参加者にFAX等により通知するものとする。
- 3 再度入札を行う場合、予定価格調書は、立会人の印によりこれに封印を行うものとする。
- 4 再度入札を行う場合、入札書の提出は、所定の日時及び場所へ直接持参する方法により行うものとする。
- 5 再度入札の開札日は、当該案件の第1回目の開札日の5日後を目安として設定する。

(入札の拒否)

第5条 市長は、郵便による入札を実施した場合において、到着期限を過ぎて到着した入札を拒否するものとする。

- 2 入札参加資格を有すると認められた者の入札が、期限までに到着しない場合は、その者は入札を棄権したものと見なす。

(無効の入札)

第6条 契約事務規則第16条に規定するもののほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第3条第1項に規定する方法以外の方法で提出された入札
- (2) 入札書の封筒が封印されていないと認められる入札
- (3) 郵送された封筒に、工事番号、開札日及び差出人のいずれかが記載されていない入札

(4) 郵送された封筒と入札書の記載事項が一致しない入札

(開札の立会い)

第7条 市長は、入札参加資格を有すると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）の中から2名を開札立会人（以下「立会人」という。）として立会わせるものとする。

2 立会人の選任は、入札参加資格審査の終了後において、入札参加資格者の入札参加資格審査申請受付順に番号を付し、入札参加資格者の数に応じて別表の番号に該当する者（法人にあつては代表者）を選任する方法によるものとする。ただし、入札参加資格者が1人の場合は、当該入札参加者を選任し、当該入札事務に関係のない市職員を1人立ち会わせるものとする。

3 第1項に規定する立会いの依頼は、前項により選任された立会人に、開札立会依頼書（様式第1号）により行うものとする。

4 第2項の規定により選任された立会人が、立会いを代理人に委任する場合には、開札立会委任状（様式第2号）を開札執行時刻までに提出させるものとする。

5 立会人が立会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立会わせるものとする。

(同価格入札の取扱い)

第8条 落札又は五所川原市低入札価格調査制度実施要綱（以下「低入札価格調査制度実施要綱」という。）の規定による調査対象となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに、くじで落札者又は調査対象となる者の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者が立会人であるときはその者（代理人が立会ったときはその代理人）にくじを引かせ、それ以外の場合は、当該入札者に代えて当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとする。

(開札の結果)

第9条 落札者が決定したときは、入札執行者は開札場所においてその旨を宣言し、落札者がその場にはいないときは、直ちに通知するものとする。

2 入札執行者は、立会人に入開札の結果を確認させ、入開札結果確認書（様式第3号）に署名（代理人の場合は署名押印）させるものとする。

3 調査基準価格に満たない入札が行われた場合は、落札の決定を保留し、入札参加者に対しその旨を通知するものとする。

第10条 郵便による入札に関する書類は、入開札完了までは入札執行者が保管し、その後は、工事の発注を担当した課において、当該工事の関係書類とともに保管するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、郵便による入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月8日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成29年10月1日から施行する。

2 改正後の五所川原市郵便入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告を行う入札について適用し、同日前に公告を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年 9 月 3 日から施行する。
- 2 改正後の五所川原市郵便入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告を行う入札について適用し、同日前に公告を行った入札については、なお従前の例による。

別表（第 7 条関係）

入札参加資格者の数	番号
2 名	1、2
3 名以上 5 名未満	2、3
5 名以上 10 名未満	3、5
10 名以上 15 名未満	5、10
15 名以上 20 名未満	7、15
20 名以上	10、20

様

五所川原市長

開札立会依頼書

下記の工事（業務）に係る入札の開札立会人に選任しましたので、開札の立会いを依頼します。
なお、立会いの際には、本依頼書を必ず持参して下さるようお願いいたします。

また、立会いを代理人に委任する場合は貴事業所の従業員に委任することとし、開札時刻までに開札立会委任状を提出してください。

記

- 1 工事（業務）番号 第 号
- 2 工事（業務）名
- 3 開札日時 年 月 日 時 分から順次開札
- 4 開札場所

- 注意 1 代表者が立会う場合は、本依頼書と本人確認ができるもの（自動車運転免許証等）を持参してください。
- 2 代理人が立会う場合は、本依頼書、開札立会委任状及び委任状に押印した代理人の使用印鑑を持参してください。
 - 3 開札時刻までに開札場所に立会人（代理人）が来ない場合は、当該入札事務に関係のない市職員に立会わせるものとします。

公印使用 承認印	押印 部数	入札執行者
	2部	

年 月 日

様

五所川原市長

開札立会依頼書

下記の工事（業務）に係る入開札の開札立会人に選任しましたので、開札の立会いを依頼します。
なお、立会いの際には、本依頼書を必ず持参して下さるようお願いいたします。

また、立会いを代理人に委任する場合は貴事業所の従業員に委任することとし、開札時刻までに開札立会委任状を提出してください。

記

- 1 工事（業務）番号 第 号
- 2 工事（業務）名 工事
- 3 開札日時 年 月 日 時 分から順次開札
- 4 開札場所

- 注意 1 代表者本人が立会う場合は、本依頼書と本人確認ができるもの（自動車運転免許証等）を持参してください。
- 2 代理人が立会う場合は、本依頼書、開札立会委任状及び委任状に押印した代理人の使用印鑑を持参してください。
 - 3 開札時刻までに開札場所に立会人（代理人）が来ない場合は、当該入札事務に関係のない市職員に立会わせるものとします。

開札立会委任状

年 月 日

五所川原市長

住所又は所在

商号又は名称

代表者氏名

印

依頼を受けた下記の開札立会について、_____を代理人と定め、立会人に
係る一切の権限を委任します。

記

1 開札日 年 月 日

2 工事（業務）番号 第 号

3 工事（業務）名 工事

4 代理人が使用する印鑑



